

■議案第78号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成31年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により指定管理者の候補者として「一般社団法人四万十町観光協会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町昭和669番地2周辺一帯 四万十町昭和ふるさと交流センター
指定管理者	四万十町茂串町1番14号 一般社団法人四万十町観光協会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町昭和ふるさと交流センターは、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人の共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上を資することを目的に設置した施設であり、平成28年4月1日から現在まで、「一般社団法人四万十町観光協会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

このたび、次期指定管理者の選定に当たり、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募を行ったところ、引き続き同法人からのみ応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で審査を行いました。

その結果、同法人は現在の指定管理者としての実績があり、その経験を活用した管理体制が整った事業提案であること、ラフティングやカヌー等は地元ガイドとの協力により最大限施設を活用する計画となっていること、本施設を本町西部のアクティビティの拠点として情報発信力の強化、ネット予約の整備、体験プログラムの構築の提案がなされていること等を評価し、引き続き同法人を同条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（抜粋）

（指定管理者）

第 3 条 略

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続により行うものとする。

4・5 略

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） 略

（選定方法等）

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

（1） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

（2） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

（3） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（4） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

（5） その他町長等が別に定める事項